

魚津市告示第100号

魚津市土木設計業務等標準委託契約約款の一部改正について  
魚津市土木設計業務等標準委託契約約款（平成24年魚津市告示第30号）の  
一部を次のように改正する。

令和元年9月25日

魚津市長 村椿 晃

第33条第1項中「（前払金の額が2億円を超える場合は、2億円を限度とする。以下第3項において同じ。）」を削る。

附 則

（施行期日等）

- 1 この告示は、公表の日から施行し、令和元年10月1日から適用する。  
（経過措置）
- 2 この告示の規定は、令和元年10月1日以降に締結された契約について適用し、同日前に締結された契約については、なお従前の例による。